

広報の方針

- 令和2年度の都道府県単位保険料率については、インセンティブ制度の導入や過去の精算分の影響などにより、上がる、下がる、据え置きの3パターンが生じる見込みであり、昨年度と同様、加入者や事業主に正確に周知する。また、令和2年度本部一括広報は、従来の新聞を中心とした広報からWEBを中心とした広報にシフトする。
- 併せて、平成30年度から本格実施したインセンティブ制度について、本部から発送する保険料率改定のリーフレットにおいて周知するとともに、支部においても納入告知書チラシやメールマガジンを活用した周知を行うこととする。

令和2年1月

2月

3月

4月

ホームページ
(メールマガジン)

【2月上旬～】

料率についてわかりやすく説明

★料率改定の概要(予定)を掲載

料率認可
(予定)

★認可を受けて、ホームページに料額表を掲載

<関係団体等>
都道府県・市区町村・
事業主訪問等

【2月上旬～】

- ◆事業主・事業主団体、健康保険委員の皆様が集まる機会を活用したきめ細かな説明
- ◆都道府県や市区町村、中小企業団体中央会や商工会等関係団体の広報誌への掲載依頼
- ◆地方紙への記事掲載のための情報提供(投げ込みなど)

加入者・事業主へ
のお知らせ

2月納入告知書へ
料額表同封

3月納入告知書へ
チラシ同封

事業所へ
リーフレット直送

WEB広告
掲載

ポスター掲示

支部での各種広報

任意継続加入者
へのお知らせ

任継加入者へ
改定のお知らせ送付

任継加入者へ
チラシ同封

前納納付書を
対象者に送付

▶ : 本部実施

▶ : 支部実施